

## ○逗子市窓口等広告掲載要綱

平成23年11月 1 日

施行

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の財政負担を抑制し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、逗子市市民協働部戸籍住民課（以下「戸籍住民課」という。）が作成又は管理する印刷物等を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 戸籍住民課が作成又は使用する市の資産のうち、広告掲載が可能なものであって、概ね次に掲げるものをいう。
- ア 印刷物
  - イ 施設（戸籍住民課の窓口等）
  - ウ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体を活用し、民間企業等の広告を掲載、掲出等することをいう。

### (広告掲載不適格事項及び広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の名刺広告（個人事業主に係る事業に関するものを除く。）
- (8) 景觀又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他市長が広告掲載について不適当であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する細目基準は、別表のとおりとする。

(広告掲載の決定)

第4条 市長は、広告媒体に広告掲載を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を決定するものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告の募集及び選定方法

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に当たり必要な事項

(提供希望者の募集)

第5条 市長は、前条の規定により決定した広告媒体の提供を希望する者（以下「提供希望者」という。）の募集を逗子市のホームページ等を用いて原則として公募しなければならない。

(提供者の決定等)

第6条 市長は、前条の募集で応募した提供希望者の中から、広告掲載した広告媒体を市に提供する者（以下「提供者」という。）を決定するものとする。

(提供者の責務)

第7条 提供者は、自己の責任及び負担において広告の募集及び広告掲載した広告媒体の作成を行い、当該広告媒体を市に無償提供するものとする。

2 提供者は、第3条に掲げる事項を遵守し、前項の規定により募集した広告を提供者の責任において精査した後、あらかじめ市の承認を得て広告掲載を行うものとする。

(選考委員会)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、提供者及び広告掲載予定の広告について、選考委員会を設けて審査させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告掲載細目基準

(広告全般に関する基本的な考え方)

第1 広告媒体に掲載する広告は、当該広告媒体が公共の用に供されることに鑑み、相応の信用と品位を備えた広告内容及び表現でなければならない。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

第2 広告を審査する場合は、この基準のほか、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮するものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第3 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(業種及び事業者の制約)

第4 次に掲げる業種及び事業者に関する広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業
(2) 風俗営業に類似したもの
(3) 消費者金融
(4) ギャンブルに係るもの
(5) 社会問題を起こしているもの
(6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
(7) 占い、運勢判断等に関するもの
(8) 興信所、探偵事務所等
(9) 債権取立て、示談引受け等をうたつたもの
(10) 法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの
(11) 民事再生法（昭和11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
(12) 法令に違反しているもの
(13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告掲載内容の制約)

第5 次に掲げる広告は掲載を行わない。

(1) 差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
(2) 次に掲げる商品又はサービスを提供するもの

	ア 法律で禁止されているもの																		
	イ 認可を受けていないもの																		
	ウ 著しく品質の劣るもの																		
(3)	他をひぼう、中傷又は排斥するもの																		
(4)	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの																		
(5)	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの																		
(6)	宗教団体による布教を主目的とするもの																		
(7)	非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれがあるもの																		
(8)	社会的に不適切なもの																		
(9)	国内世論が大きく分かれているもの																		
(10)	消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの <table border="1"> <tr> <td>ア</td><td>誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤解を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後の機会（今購入しないと次はないという意味）」等</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない人材募集広告</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>虚偽の内容を表示するもの</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>法令等で認められていない商法、商品等</td></tr> <tr> <td>カ</td><td>国家資格等に基づかない者が行う医療行為又は医療類似行為等</td></tr> <tr> <td>キ</td><td>責任の所在が明確でないもの</td></tr> <tr> <td>ク</td><td>広告の内容が明確でないもの</td></tr> <tr> <td>ケ</td><td>国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの</td></tr> </table>	ア	誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤解を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）	イ	射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後の機会（今購入しないと次はないという意味）」等	ウ	労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない人材募集広告	エ	虚偽の内容を表示するもの	オ	法令等で認められていない商法、商品等	カ	国家資格等に基づかない者が行う医療行為又は医療類似行為等	キ	責任の所在が明確でないもの	ク	広告の内容が明確でないもの	ケ	国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
ア	誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤解を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）																		
イ	射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後の機会（今購入しないと次はないという意味）」等																		
ウ	労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない人材募集広告																		
エ	虚偽の内容を表示するもの																		
オ	法令等で認められていない商法、商品等																		
カ	国家資格等に基づかない者が行う医療行為又は医療類似行為等																		
キ	責任の所在が明確でないもの																		
ク	広告の内容が明確でないもの																		
ケ	国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの																		
(11)	青少年保護と健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの <table border="1"> <tr> <td>ア</td><td>水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品</td></tr> </table>	ア	水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品																
ア	水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品																		

	の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
イ	暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
ウ	残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
エ	暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
オ	ギャンブル等を肯定するもの
カ	青少年の身体、精神及び教育に有害なもの
(12)	その他広告掲載が不適当であると認めるもの